

亀山市告示第159号

かめやま健康都市大学運営要綱を次のように定める。

令和5年9月25日

亀山市長 櫻井 義之

かめやま健康都市大学運営要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、WHOの提唱する健康都市の実現に向け、健康に関する知識の習得と実践の場を提供し、市民のヘルスリテラシーの向上を図ることを目的としたかめやま健康都市大学（以下「健康都市大学」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(学長)

第2条 健康都市大学に、学長を置く。

- 2 学長は、健康都市に関する識見を有する者のうちから市長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 学長は、健康都市大学を代表する。

(事業)

第3条 健康都市大学は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 講座の実施に関すること。
- (2) 修了の認定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(対象者)

第4条 健康都市大学が実施する事業の対象者は、健康都市大学の設置の趣旨に賛同する18歳以上の者であって、市内に居住又は通勤若しくは通学する者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、健康都市の推進のため必要と認める者を対象者とすることができる。

(運営協議会)

第5条 健康都市大学の適正かつ効果的な運営を図るため、健康都市大学に運営協議会を置く。

- 2 運営協議会の所掌事務は、健康都市大学の運営に関する基本的な方針の検討及び調整その他健康都市大学の運営に関することとする。
- 3 運営協議会は、委員10人以内で組織し、委員は、次に掲げる者から市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学長
 - (2) 学識経験者
 - (3) 副市長
 - (4) 地域医療統括官
 - (5) その他市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 運営協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第6条 健康都市大学の運営に関する庶務は、健康政策課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、健康都市大学の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年10月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行後最初に委嘱される学長の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。
- 3 この告示の施行後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、第5条第4項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。